

平成25年度山形県環境審議会第2回自然環境部会 議事録

1 日時 平成25年9月20日(金)午後1時30分～午後4時

2 場所 山形県自治会館 401会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、佐藤景一郎、武田啓之、野堀嘉裕、長谷川公一、林田光祐、
早野由美恵、東 玲子、矢萩三千男、横山 潤、渡辺理絵

(特別委員) 東北農政局生産部長 丸山恵史(代理:生産技術環境課長 首藤隆信)

東北森林管理局長 黒川正美(代理:庄内森林管理署長 西 真)

東北経済産業局長 守本憲弘(代理:環境・リサイクル課長 中井孝明)

東北地方整備局長 小池 剛(代理:環境調整官 高橋弘典)

東北地方環境事務所長 徳丸久衛(代理:総括自然保護企画官 西村 学)

※以上16名出席

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部みどり自然課長 佐藤仁喜弥

課長補佐(自然環境担当) 塚原 誠

課長補佐(環境影響評価温泉保全担当) 吉崎 明

自然環境保全専門員 加藤 雄祐

自然環境主査 吉田 哲也

自然環境主査 伊藤 志津

環境影響評価主査兼温泉保全係長 外山 聡宏

主事 東海林正憲

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

佐藤みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数17名のうち16名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長の指名により、議事録署名委員に佐藤委員と東委員が選任された。

(5) 審議事項 月山鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

事務局：資料1に基づき、月山鳥獣保護区特別地区について説明

幸丸部会長：説明について、御質問、御意見を願います。

長谷川委員：本年の10月末日までの指定期間内で、なにか特に問題はるか。

事務局：月山の山麓であるため、鳥獣による農作物への被害等もなく、大きな問題はないと考えている。

幸丸部会長：10年間の設定期限が切れての再指定になるが、本来はレビューを行い、問題があれば、区域の変更や取扱いの変更することが望ましい。現時点でそのような問題もないということで、従来どおり継続するということだと思う。

他に御質問、御意見を願います。

鳥獣保護区特別保護地区の指定のあり方などについても、生物多様性地域戦略において、少し検討していただければと思うのでよろしく願います。

早野委員：資料の写真で、ナンバー10に写っている小屋は何のために設置されているのか教えてほしい。

事務局：写真の建物は、県立自然博物館の施設で、野鳥観察小屋になっている。環境教育で使用されており、活用状況を示したものである。

早野委員：わかりました。

横山委員：資料に添付されている写真について、観察小屋の写真も含め、写真の意味しているところがよくわからない。これらの写真は、保護区の指定計画書に添付されるものか。

事務局：これらの写真は、現地の状況を示した資料であり、計画書には添付しない。

横山委員：どういうことを表しているか写真に説明を記載するといい。

幸丸部会長：現地調査に関する状況の報告、記録となっているようである。他に何かないか。ないようですので、諮問のあった月山鳥獣保護区特別保護地区の再指定については原案どおり答申するということよろしいか。

(委員異議なし)

(6) その他 報告 西遊佐風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書について

事務局：資料2に基づき、西遊佐風力発電事業について報告

幸丸部会長：説明について、御質問、御意見を願います。(各委員から特になし)

今後、十分な環境影響評価や審査が行われるようによろしく願います。

(7) その他 説明事項

① 県営風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書について

② 酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について

事務局：資料3に基づき、県営風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書等について説明

幸丸部会長：説明について、御質問、御意見を願います。

林田委員：事前提出した各委員の意見についてまとめたものが資料3だが、これを部会の意見として出すという理解でいいか。

幸丸部会長：事務局から説明を願います。

事務局：事前に意見等を照会させていただき、質問的な事項については事務局で回答できるもの、事業者から回答するものとして整理した。また、意見については分野ごとに整理し、まとめたものが資料3である。本日委員の皆様から意見をいただくにあたっての参考にしてほしいと考えている。

幸丸部会長：事前の意見と本日いろいろと意見をいただいたうえで、それを取りまとめ部会の意見とするものである。そのとりまとめは全体の議論を考慮し、私が整理させていただきたいと思う。事前にいただいた意見以外で新たな意見もあると思う。重要な案件であるので忌憚のない御意見を願います。

林田委員：わかりました。

早野委員：資料3の6番の景観について、風力発電施設のタワー部分の色について記載されているが、基部は松林を背景にする色などを検討できないかという意見については、グリーンなどを意図しているものか。

また、完成予想図やフォトモンタージュの添付は必要だと思う。例えば、1箇所から見えたものということではなくて、色々なビューポイントから見えたフォトモンタージュを多くの方が事前に共有するということが大変重要だと思う。

事務局：風力発電施設の色については、特に色の指摘等はなく周辺にマッチしたものという趣旨の意見をいただいているものである。また、多くの場所からのフォトモンタージュの作成については、事業者に意見があったことをお伝えしたい。

幸丸部会長：以前も言っているが、この庄内海浜県立自然公園は、水平的な景観であり、その中に風力発電の垂直的な120mの大きな施設が建つというのは、それだけで景観に対する影響は非常に大きいと思う。色とかという話ではなくて、どの辺から見るとか、県民の皆さんがどんなふうに景観を評価しているのかということ議論しないと、後になって後悔するということになると思う。

この資料を見ても、自然公園の区域がどこまでかとか、自然公園関連の情報
があまりない。風力発電施設は、全体の景観に対して広範囲な影響を与え
ると思うが、そういうことを事業地だけに限定して話しているのは、我々として
は何か情報が足りないという感じがする。

もうひとつついで、県営の方法書の中の対象事業の目的には、風力発電事業
をはじめとする再生可能エネルギーを推進していくということが明示され、
モデル事業らしきものをここでやっていくということである。知事の卒原発
宣言があったが、あの3.11の東日本大震災の直後は誰でもみんなが、脱
原発、反原発と思ったと思うが、現政権はここへきて原発回帰の方向にあか
らさまにかじを切ったような気がする。そういう中で、卒原発宣言を行った
本県などは、ハシゴを外されたような感じがあるのではないかと思う。もし
そうだとすれば、卒原発という方針が今の世の中で軽んじられるような状況
ならば、自然公園の中での風力発電計画については過度の配慮は必要なく、
自然環境部会では過去2回の案件と同様、自然環境保全、風景の保護という
観点から粛々と議論していけばよいのではないかと思う。議論を進めていく
うえで、この国のエネルギー政策はどうなっているのかというような認識も
一度持つ必要があるのではないかと思う。私は常にそこが引っかかっていて、
そういう風を感じています。ですから、自然環境の保全の立場から、委員の
皆様にはいろいろと積極的に忌憚のない意見をいただければと思う。

事務局：本県には原子力発電所はありませんが、日本経済全体を考えた場合に、エネ
ルギー政策が以前のとおりでいいのかどうかということが、3.11の東日
本大震災で議論に一石を投じられたと思う。あの地震に際して、県内でも何
日間か停電し、エネルギー等も止まり、そういう中で県民生活が非常に不安
なものになったという経験がある。そうした中で、県では新たにエネルギー
戦略を策定し、その方針として、これから再生可能エネルギーの導入を積極
的に進めていこうという考え方になっている。再生可能エネルギーは様々な
資源があるが、風力もその一つであり、太陽光発電、温泉の熱エネルギーの
利用というものもある。県政としては、そういう再生可能エネルギーをこれか
ら積極的に活用していく方向で進んでいるということである。

幸丸部会長：いろいろな再生可能エネルギーを活用していくことは、エネルギー戦略の中
でも述べられており、県営の方法書の目的の後段にも書いてある。戦略的
には、多様なエネルギーのベストミックスが必要だと思うが、そういうもの
もない。戦略とうたう以上、エネルギーの県内自給を目指すのか、あるいは他
県や中央に対して電力エネルギーを供給する立場なのかとか、そんな説明が
あまりないまま、どうも風力発電だけを突出して推進していこう、やりやす
くしていこうというような感じがあると思えば、承服できる話ではないと思

う。事務局としては、なかなか答えにくいかもしれないが、私としてはそのような感覚があり、どうしてもそこは一言言っておきたいと思っていた。

長谷川委員：安倍政権としては、今後の電力供給に対する明確な方針というのを現時点ではあまり明確に述べていないと思う。ですから、再生可能エネルギーについては、前民主党政権の時よりも消極的ではないかということを経験しているが、一方で再生可能エネルギーを推進する政策を止めるということも述べたことはないと思う。原子力については、現政権は輸出については、積極的だということトルコに訪問した時などに明確に述べている。長期的には、原子力規制委員会が審査しているが、審査を終えたものから再稼働していくことを是認する方向は明確である。たとえば、2030年度か2050年度の時点で原子力をどうするのかということについては、明確になっていないと思う。それが事実ではないかと思う。ただし、約1年前の昨年9月14日に、民主党政権が出した新しい環境エネルギー戦略については、白紙から議論をすることは明確に述べていると思う。やはり、何が明確に述べられていて、何がメディア的に推測されているかを分別する必要があると思う。具体的な世論調査の数字を持ち合わせていないが、世論調査も、原子力を再稼働させることについて、賛否は五分五分であり、原子力を推進するという議論がにわかに起きてきたとか、風力発電について否定的な意見がにわかに起きてきたという事態ではないと思う。

幸丸部会長：日本人というのは、世の中の流れに迎合しやすい傾向がある。いったん流れが定まってしまうと、議論にタガがはめられてしまうことがないように希望するので、先ほどの発言をしたところである。

東委員：資料3の中の2番目の工事用道路の設置について意見を述べている。確認したいが、部会としての意見をまとめるにあたり、これを意見にするというような位置づけになるのか。その他の項目も委員の意見であるが、質問形式になっている内容もある。それはここで議論して結論を出そうということか。

事務局：事業者として回答できるものは、「事業者からの回答」とした。内容的に両事業にまたがるようなもの、あるいは環境影響評価の基本的な考え方に基づくものについては、事務局の回答として整理した。資料3に記載の各委員からの意見については、重要な内容であり、この場で議論いただき、追加の意見も含めてよりよい意見につなげたいということで提示しているものである。

東委員：わかりました。仮設道路が海浜部分の方の波打ち際の方に計画され、これは影響が大きいと考えている。このため、既設の森林管理署の管理道路を使用

した方が影響を軽減できるのではないかと思っている。現地を見たうえで、これぐらいの配慮はできないかというのが私の意見である。今日は庄内森林管理署長が出席されており、理解いただけないかと思う。何らかの見解があれば、聞かせてほしい。

西委員代理：方法書の12項を見ていただくとわかると思うが、この長く南北に真っ直ぐ延びた道が森林管理署の管理道路になっており、この海岸林を南北に貫いて道路が続いているという状況である。ただ、この管理用道路については、あくまでも管理用ということで普通の道路の規格を満たしておらず、幅員が3m、入口部分がかなり急勾配になっている。これを仮に工事用道路として使用すると、かなり拡幅しなければならない。この両側にはクロマツ林、あるいは砂を押さえるために人工的に植えた草地があり、そこをかなり伐採したり、手を入れなければならないということになる。こちらの管理道路を使う方が影響が大きいのではないかと考えている。私どもとしては、事業を行うのであれば、やはり海側の仮設道路の方が環境に与える影響は少ないのではないかと考えている。

東委員：わかりました。ありがとうございました。

西村委員代理：資料3の委員から事前に提出があった意見については、半分以上は私ども環境省の方から提出させていただいたものと思っている。当事務所としては、今回の事業計画について、国指定最上川河口鳥獣保護区での中の事業となっている。特に、この保護区は国内最大級の渡り鳥の渡来地になっていることから、そういう影響をしっかりとらえたうえで、環境保全措置等につなげていただきたい。そういう影響がないように、ぜひお願いしたいという思いがあり意見を述べている。また、環境アセスメントを所掌しており、そういう観点から技術的な面も含めた意見ということで出している。事務局からこの意見については部会の意見としてまとめるものという説明があったが、私どもとしては、意見についての対応というのを是非とも聞きたいと考えており、その点についてよろしくお願いしたい。

幸丸部会長：先ほどの東委員の意見は、こういう影響を軽減できるのではないかというような観点からの意見だった。方法書の段階では、影響をきちんと評価するために何をやるのか、どういう調査を行うのかということが方法書の後ろに記載してある。今後の対応として、方法書について意見を出したうえで改めて方法書の改訂版のようなものを作成するのか。この調査だけで終わってしまうというような懸念があるが、その辺はどうか。

事務局：方法書については、通常は今の段階でいろいろな意見が出てきて、それを準備書の中に反映させるという仕組みになっている。

幸丸部会長：方法書の議論の段階では、この議論を準備書に反映させるということですね。わかりました。

長谷川委員：宮城県に在住しているが、宮城県は風況に恵まれているところが非常に少ないため、現時点で風力発電が1基もない。風況に恵まれている一部の地域も、伊豆沼の鳥獣保護区とか、あるいは空港に近く風力発電の適地が少ない。日本海側に位置する秋田県などは、風力発電を1,000基作るという非常に壮大な計画を持っている。新潟県より南の県は、冬季の落雷が多いことなどもあり、風は強いが風力発電はなかなか難しいと聞いている。その意味で、山形県が風力発電を積極的に推進していくということは大変意義があると思うし、水力発電も熱心にやろうとしている。ただし、この審議会は環境への影響を議論する場であり、環境への影響を慎重に議論していかなければいけないと思う。計画地から直線距離で大体3kmぐらいのところ、日本の中でも伝統芸能として評価が高い黒森歌舞伎で有名な、黒森地区が位置している。現時点では県と酒田市が3基ずつ計画されているが、将来この場所に風力発電施設が並ぶということになると、歌舞伎の上演場所の3km先に将来20基ぐらいになった時に、風力発電がある景観は、感覚的にあまり似合わないような気がする。黒森地区の方々からは風力発電への意見というのはないか。

事務局：事業計画地周辺の地区の住民には説明会等を行ったほか、市民全体の説明会を開催している。その中で黒森の住民の方から意見があったかどうかは聞いていない。地理的な関係では、景観的な面では黒森地区を車で通った際の感覚からは、そこから海岸線までは途中で砂丘の丘陵地等があるので、仮に風車が建っても、歌舞伎の上演場所からは見えないのではないかと思います。

幸丸部会長：懸念材料をあげつらっていくと際限がなくなるかもしれないが、可能な限り幅広く議論していただきたいと思う。

横山委員：2つ意見がある。ひとつは手続きのうえで、方法書に対する意見を準備書でしっかり議論することは、それはそれで大事なことであるが、方法書のできがよくない。事前の委員の意見で、この資料がない、あの資料がないと追加でこれだけ指摘される方法書はなかなかない。そのような方法書で議論しろと言われてもそれは非常に難しいのではないかと思います。県の方向として、これを民間事業者への事業につなげるということであるが、法アセスの対象と

ならない小さな規模の単位に区切って、それを自主アセスとし、ある程度の方法書を作成すればそれで手続きは済むというような、そういう手続でかまわないというような、悪い方向に向かわせるだけに過ぎないのではないかと、いうことを非常に懸念している。たくさん指摘などがあつたと思うが、それらを準備書できちんと考えるということは、それで手続上はいいのかもしれないが、ポリシーのレベルが余りにも低いと思われ、それをすごく懸念している。

2つ目は、先ほど長谷川委員から、秋田県では風力発電がたくさん計画されているという話があり、私もそういう計画を聞いていた。方法書に関し環境省からは、渡り鳥の飛来地として非常に重要であることや、夏鳥の繁殖地としても重要な場所であると指摘もなされている。そういう渡り鳥のルートを結ぶラインにこれからたくさん風力発電ができるという状況になってしまつて、それを山形県は山形県で、秋田県は秋田県で審査して、それぞれに建てるということになると、今後お互いにそれぞれこういうことを計画しているということ、すり合わせなどをする場が必要になってくると思う。これをやらないと、おそらく無秩序に風力発電施設が建つて、後になって自然環境に取り返しのつかない影響を及ぼす可能性があるということ懸念している。これはここで議論して結論が出ることではないが、今後こういう動きが大きくなってくると、単独の県だけではどうにもならないということも出てくると思う。そのへんはやはり、今の段階から少しずつ考える必要があると思う。

林田委員：横山委員からいろいろな要望があり、できの悪い方法書という表現があつた。私も事前にいろいろ意見を出したが、この方法書は非常に問題があると思つている。そもそもこれは方法書ではなく、それ以前の問題である。風力発電の施設が砂丘のどこに配置されるのかが明確になつておらず、あまりにもひどいのではないかと思う。それが示されない限り、どこが影響を受けるかわからない。方法書に平面図は記載があるが、断面図は記載がない。砂丘というのは地形的に一番動きやすい地形である。特に日本海側のこの庄内砂丘は、なぜこれだけ大きな砂丘が形成されたかという、冬の非常に強い季節風の影響であり、それがあるからこそ、海岸林は先代の昔から苦勞して作られてきた。酒田市の皆さんが、それを守ろうとしてかなり苦勞されている。その前線にある砂丘は背後のクロマツ林を色々な形で守っていることは、きちんと調査、研究から実証されている。クロマツ林を守るために、その前に防浪砂堤というものがある。最初の海岸線、汀線から最初の砂丘部分の砂が飛ばないように砂草で覆うなど、様々な工夫を森林管理署でも行つている。どの部分を潰して、風力発電施設を作るのか記載されていないので、どの部分をどう影響を評価したらよいかかわからないため方法書にならないのではないかと考えている。そういう意味で横

断面図を示してほしいと要望している。それに対する回答として、「御意見をいただきながら環境に配慮したより良い事業計画を作り上げていくもので、方法書段階では実施設計等による詳細な事業計画となっていない場合がある」と書いてあるがこれでは意味が分からない。つまり、きちんとした計画がないのにアセスができるのかどうか疑わしいというのが意見である。まず仮にでもいいので、ここに設置予定地を記載し、それをもとに方法書を作成し、影響評価をしたうえで、例えばここはまずいからもう少しずらした方がいいという結果が出て、それに対して配置や位置を変えるというのは当然あってもいいと思う。どこの場所に設置するかわからないため、アセスは非常にやりにくいのではないかと思う。それに関連し、設置する場所だけでなく、設置工事や運搬車が通る場所なども、断面図がないのでどこを通るかもわからない。先ほど東委員から、既設の管理用道路を使った方がいいという意見があった。その道路を拡幅するにしても、あるいは新設するにしてもどこをどう改変するのか、砂丘の横断面図がないと調査する方法も難しいと思う。

事務局：横山委員からの意見について、一つ目は方法書の内容で、先ほど説明した準備書に反映させるという基本的なところがあるが、本日御議論いただいた内容は県環境影響評価審査会、最終的には知事意見に反映される。事務局で検討したいと思うが、方法書の改訂版というやり方ではないが、重要な内容については事前にこのように準備書に反映させていくということを調査に入る前、あるいは調査途中段階でお示しするという方法はあると思う。これは、事務局で検討させていただきたいと思う。また、渡り鳥の関係で、他県にも風力発電計画があり、将来的に風力発電施設を拡大していくといった場合に、すり合わせの場が必要ではないかという意見は、貴重な意見として受け止める。林田委員の意見の横断面図は、意見として事業者の方に伝えたい。実施設計ではないが、計画段階での横断面図を事前に提示することを検討したい。同じように工事関係についても、例えば横断面図のどこに仮設道路が入ってくるのかなどについても重要な情報であり、できるだけ早い時期に提示できるように検討させていただきたい。

林田委員：どの場所に作るのかということと関連するが、砂防林に配慮してできるだけ海側に作る計画であるが、例えば防浪砂堤の一番上あたりに作ったとすると非常に不安定な場所に作ることになる。懸念しているのは、それより海側の汀線から非常に近い場所での護岸工事は本当に必要ないのか、それが非常に不安である。私の質問への回答として、「現時点では護岸工事や波消しブロック等の工作物の設置は計画しておりません。このことについては、準備書に記載します。」とある。準備書に記載するのではあれば、それでいいのかもしれないが、不安定な場所にこのような大きな工作物を作って、波が打ち

寄せてくるくらいの場所に護岸もしないで本当に作れるのか。私は海岸工学が専門でないので、ぜひそのことを専門家に聞きたい。やはり、ここには護岸工事が必要だということになれば、結局アセスもしないで作ってしまうのか。先ほどの回答に「海域に生息する動物、植物については、工事は関係ないので行わない」と書いてある。ここはいわゆる自然海岸がずっと続き、貴重な海岸になっている。万が一護岸工事をすることになり、ここが人工海岸になった時の影響は計り知れないものがあると思う。それを予定せずにアセスを行い、風力の設置工事をやろうとした時に、やはり護岸工事は必要だったとなった場合はどうするのか。さらにアセスをする予定なのか聞きたい。

事務局：現時点では護岸工事は行わないとなっているが、そういう意見があったことを事業者伝える。調査の中で、専門家の意見を聞きながら調査を行うことはあるかと思う。その段階で、もしそういう工事が必要となれば、保全措置は当然必要となる。これはアセスメントであるので、途中で必要になったから後はそのままやってしまう、というわけにはいかない。そうした状況になった場合は、事業者として対応するようこちらから話をしていく。必要がないということであれば、それなりの根拠を示す必要があると考えているので対応したいと思う。

幸丸部会長：風力発電事業の特性というのが一つあると思う。他の個別事業であればここどこしかないと限られてくるが、風力発電の場合は、日本海側にずっと連なる砂浜については、全て適地ということになって、最終的には汀線沿いに風車が林立してしまう可能性がある。どこかに建てられればいいということではなく、どこが最適地を、どうやって選定するのか、選定方法は明示しておく必要があるかと思う。エネルギー戦略の中で適地というのが出てきたが、もう少し絞り込む必要がある。今回は事業アセスであり、具体的な事業について影響を評価するということであるが、場所はこれから決めていくというのでは、林田委員が指摘したとおり、議論としても、評価としても非常にやりにくいのではないかと思う。6基ができるかもしれないということだが、将来的に20基、1,000基とできた時に、本県の自然海浜というものがどうなるのかということは、きちんと考えていく必要がある。そういう意味では幅広い視野から考えていく必要があると思っている。

西委員代理：今の話に関連し、林田委員とほぼ同じ意見である。砂防林というのは、単なる松林ではなく、林田委員が説明されたとおり、一番海側の砂丘、それから後ろに広がる草地、そしてそういったものがあって初めてクロマツ林が成立しているのので、一体的に影響を考える必要がある。単にクロマツ林を伐採しないという意味ではなく、全体としてどういうふうに影響を軽減させるかと

いうことを考える必要がある。仮にそこを避けて一番海側に建てるということになると、今度は風力発電のタワー部分がかなり高いので、冬の風がどういふふうに巻くのか。それによって砂丘が壊れるという可能性もかなり高いと思う。そういうことから、色々比較検討してみる必要があると思う。単に場所をここに決めたということではなく、色々なケースを考えてここが一番適当であるという検証をしてみる必要があると考えている。

方法書 133 項の植物調査の関係で、調査地域の範囲が緑色のエリアに限定されている。海岸林は、後方の砂防林まで一体的に含まれているので、やはり一体的な植物調査というふうを考えて、エリアをそこまで広げる必要があると思う。仮に風車を建てることによって影響が出てくるということになれば、どこまで影響を及ぼすのかという観点から言うと、調査範囲がこの幅ではせまいと思う。もう少し検討していただきたい。もう一点だが、事業対象実施区域、これは内陸側に真ん中の一部が引っ込んでいる部分があるが、この必要性について教えていただきたい。

事務局：砂丘地の植生があつてはじめてクロマツ林が成り立つということは、事業者も十分承知していると思う。冬の風が巻くことで砂丘地にも影響があるのではないかということは他の委員からも意見があり、審議会の意見ということで検討していく必要があると思う。133 頁の植物調査については、国道 112 号線までの範囲を含めた調査という意見と思うが、これについても事業者伝えていく必要があると思う。事業対象実施区域の突出している部分については、県企業局が管理するために考慮しているものであり、森林管理署の管理用道路まで延長した部分と認識している。その部分だけ内側に入ってくるが、管理用道路ということで計画している箇所であるため、この四角の部分突出している形になっている。

東委員：環境影響評価審査会にも所属しており、事業対象実施区域の四角に膨らんでいる部分については、私も以前に質問をしている。事業者からの回答では、「中央面の膨らんでいる箇所は将来の管理用通路として改変する可能性のある区域」とのことである。メンテナンス用として森林管理署の管理道路を使うことになっていると聞いている。

西委員代理：管理するための道路となると 3 メートルくらいの幅で大丈夫だと思うので教えてほしい。

事務局：確認させていただきたい。

東委員：報告案件に添付されている審査フローについてだが、審議会、審査会の意見

を入れて、方法書、準備書、評価書を作成していくという流れになっている。様々な意見をまとめ準備書に反映されるとのことであるが、その前に調査が始まることになると思う。最終的に県の審査と書いてあるが、最後の評価書の段階に来てからの審査しかないのか。調査するまでもないのでは、という意見がまとめられる可能性もあるのではないかと、ということについてはどうか。

幸丸部会長：この案件がゼロオプションを含むのかという質問か、あるいはこれこれの調査項目はいらぬというような意味か。

東 委 員：この事業そのものがどうかということ議論するには、あまり資料がない。本当にここに建てなければならないのかということ議論する資料を持ち合わせていないので、この方法書しか資料がない。これを見る限り、この事業はどうなのかということここでは言えるのか、言えないのか。

事 務 局：部会長のあいさつの中でも説明があったが、環境審議会自然環境部会としては、風力発電事業については、届出書提出（県立自然公園普通地域であるため）段階で諮問、審議、答申という形での審議のみでは情報が足りないので、アセスの段階からこういった場で情報提供をいただいて意見を述べる機会を準備しながら、進めていただきたいという意見があった。こうしたことから、環境影響評価審査会という別の審査組織はあるが、並行して環境審議会自然環境部会にも情報提供させていただき、先ほど西遊佐の報告で説明したのと同じように、この部会での意見を県にいただき、環境影響評価審査会に報告し、審査会で審査を進める流れとしている。ここでは事業そのものというより、今の段階では事業者が作成する方法書について、意見や足りない点などの御指摘等をいただいております、そうした意見を環境影響評価に反映させ、より良いものにしていきたいと考えている。

東 委 員：わかりました。

幸丸部会長：動植物や生態系に関しても一括審査ということにしているが、風力発電に関する前の2回のこの部会での審議は、景観的なことで門前払いのようなところがあったかと思う。そうではなく総合的に審査することだと思うが、それについては、動植物などはこの事業で影響を受けるものはどこにあるか、どういう状況なのかなどははっきりしている、これは環境省のレッドリスト等で位置づけが決まっていて、開発に弱いものや絶滅が危惧されるようなものといった評価がある。ところが景観となると、何が大切なのか、それがどのような影響を受けるのかははっきりしていない。もしそれをやるとすれば、以

前から言っているように、どこが大切なのか、どのようになったら価値を失うかなどという点は、自然公園の公園計画をきちんと策定し、明らかにしておくことであると思う。しかし、この自然公園はそれがないので方法書の調査項目は非常に曖昧になっていて、これから先の具体的なイメージを描けないということがある。それは我々にもその辺の責任もあると思うが、景観の評価も含めて公園計画ができていないということが問題であり、方法書の目的をうまく達成するというのであれば、そういうことも並行して行うという、無理な話かもしれないが、ある程度対応していただければと思う。

幸丸部会長：酒田市の案件もあり、似たような議論が出てくると思うが、他に何か県の事業についてご意見があれば承りたい。

林田委員：細かいところであるが、方法書の125頁の地形および地質のところの調査で、(5)に「地形及び地質の状況等が確認しやすい冬季以外の時期に1回実施します。」と書いてある。これについて先ほども言ったが、砂が多く飛ぶ時期は冬であり、「強い季節風が吹く冬季に調査を行わないのはそもそもおかしいのでは」と意見を書いた。それに対する事業者の回答が「風力発電施設の設置に基づく地形の改変による影響を予測・評価することとしていることから、現状等が確認しやすい冬季以外の時期に調査を行うこととしております。」という内容だった。現状を把握できないから冬にやるべきではないかという意味であり、現状を確認しやすい冬季以外の時期に調査を行うとはどういう意味か。

事務局：方法書125頁の(5)調査は、風力発電施設が建った、あるいは稼動したという状況でどれくらいの地形の改変がなされるかという視点であり、風の影響がどうなるかということを想定していないため、このような書き方になっている。風の影響についての意見は事業者に伝えたいと思う。

林田委員：部会の意見として入れてもらえるのか。冬季の風と、シミュレーションの部分も含めて意見している。事業者からの回答は、冬季以外の時期に調査を行うという回答だったので、結局考慮しないということなのかと思い再度確認している。

事務局：方法書に書いてある段階ではそういう記載であったということである。審議会で意見として出されたもの等が、環境影響評価審査会で議論され、それから知事意見としてまとめるという流れになる。その流れで意見として出してもらった内容については事業者の方に伝えていくが、この段階で意見に入れられるかどうかはこちらから即答できない。

林田委員：わかった。事業者の回答として書いてあったので、ここはもう直らないのかなと考えていたので確認したものである。

事務局：意見としていただいたものは当然尊重していくが、環境影響評価審査会の手続の流れなどもあるので御理解いただきたい。

長谷川委員：次の議題が酒田市十里塚の風力発電事業であるが、環境アセスメントとしては事業ごとにやらざるを得ないので、取りあえず県の3基、それから酒田市十里塚の3基というようにそれぞれ議論していくということだと思う。先ほど部会長が言われたように、今はとりあえず6基ということであるが長期的に庄内砂丘のところに何基作るようにしていくのかということかと思う。6基ならば仮に景観的に許容範囲となったとしても、秋田県では1,000基という膨大な計画を持っている。果たしてこの地域に何基作るのか、一切作るべきではないという考え方もあり得ると思う。昨年あたりに見た記憶では、確か酒田港の河口に4基ぐらいあったと思うが、何基ぐらいまでなら許容されるのか、自然への影響や社会的なアクセプタンスといった観点も本当は必要ではないかと思う。個別事業ごとにみていくということで本当にいいのかどうか。行政が作るのは、多分県と酒田市の3基ずつだと思うが、後から次々に民間が入ってきた時、県と酒田市について許可したのだから、もう6基以上は要らないということで、7基、8基のそれ以降を拒絶できるのかということもある。その意味では、県としてこれから投資を呼び込もうということでもあるので、そのへんをどこまで考えているかということもある。ここで議論することではないかもしれないが、例えば2030年、2050年ぐらいの時点までにここに風力発電をどれくらい作ることを許容するのかということも、県民に対する我々の社会的責任としては、一定程度考慮したうえで議論していくということが必要と思う。

幸丸委員長：御指摘のとおりと思う。そのへんについての事務局の回答はどうか。

事務局：委員から話のあった風車は、企業局、酒田市の風力発電施設よりも北の方にあるが、既に10数基が建っている。さらにその北の遊佐町には約10基ほど風力発電が稼働している状況である。今現在、この企業局、酒田市で計画している6基しか承知しておらず、それ以外の計画は聞いていない段階である。

幸丸委員長：私は碁については素人だが、碁の布石というのか、要するに何も無いところにポンと打って、そこからどんどん展開していく。要するに橋頭堡をつくり突破口を開いてしまうのではないかということである。そこに作ったから後はどこにでも続けていけばいいのではないかという話になると、それがどの

ような影響を与えるのかということについては、個別の事業だけではなかなか議論できない。この一つならいいだろうとか、そういう話は個別事業では沢山あるが、それを一つ一つ認めていったら、ある地域が全部事業だらけになってしまうという可能性がある。その辺が一番心配なところである。事務局側でもどうなるかわからないという話になると、厳しめに言わなければならない、ここを認めてしまったらという方向になると、あまり建設的な議論にはならないと思う。

横山委員：長谷川委員の意見と関係するが、おそらく風力発電について一定の歯止めをかけるのは自然公園制度などではないかと思う。西遊佐の場合は、鳥海国立公園第3種特別地域に計画されており、今回も県立自然公園内に建てるということになると、結局公園内でも建てることのできる、許可が出せるというメッセージを与えることになる。そうすると何で止めるのかブレーキをかけるシステムが無くなってしまふ気がするので、その辺は慎重に考えてほしい。どこの地域は規制するなどといった枠組みを作らないとかなり恐ろしいことになるのではないかと懸念している。そのへんは県の明確なビジョンを打ち出していきたいと思う。

早野委員：まだ本件は決まっていないと思うが、先ほどの委員の皆さんの御指摘のとおり、将来的に風力発電施設が増える可能性はゼロではないということ。以前景観的にも申し上げたが、今のところは3基プラス3基の6基であるが、それぞれ事業者が出してきたものではなくて、そこにあるものというのはい体のものである。それを一体として、どういうふうに見えるかということも評価すべきである。それぞれ個別ではなく全体をまとめた形で、見え方、景観について視覚的なモニタージュを作成していただきたい。例えば自然公園の中にといいのは、こういったものはある一定の中の何パーセントということも明記できると思う。特に今回の場合は、ただの造形物ではなく、動くものである。人間の目は止まっているものではなく、動く物に対しては物凄く反応する。そういった意味も含め、より繊細な景観的な配慮というものは、相対的に業者にも示していただきたいと思う。

事務局：委員の皆さまの御懸念については、今後十分に踏まえていきたい。企業局の計画、酒田市の計画があるが、当然のことながらそれについての累積的な影響というものも完全には否定できない。早野委員からの意見の、景観分野ではまとまって見えるといった特性もある。そういうことにも配慮しながら、環境影響評価の方でそうした視点も必要ということ述べていきたいと思う。

幸丸部会長：事務局としては、当事者ではなく、それをまた伝えるということで我々の意

見を反映させていくという、非常に板ばさみのつらい立場かもしれないが、十分に審議会の意見を反映させていただきたい。

幸丸部会長：時間もあまりないので、酒田市の方の説明をお願いします。

事務局：酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について説明。
（方法書の概要と委員からの意見等一覧について）

幸丸部会長：企業局と酒田市の計画は、隣接している事業ということなので、御意見としては大差はないかと思う。それぞれ企業局と酒田市の方法書は、具体的には評価項目等も含めほぼ同じような内容か。

事務局：評価項目はすべて同じとなっている。

幸丸部会長：2つを合わせた累積的な影響等について、委員の皆さんが関心、懸念を持っていると思うので、そこは十分に検討していただきたいと思う。特に酒田市の方について何か意見があれば承りたい。その他にも県営の事業について何か言い残した意見があれば承りたい。

長谷川委員：酒田市の方法書46頁に庄内砂丘は南北35kmという説明がある。単純計算してみると、仮に250メートル間隔で風車を作ると、1kmに4本作れることになるので、35kmに全部作ったとすれば140本作れることになる。ただし、最上川の河口や庄内空港の関係もあるため、単純に考えると3分の1ぐらいは作れないということになる。それと鼠ヶ関、温海温泉などの関係もあるので、仮に25kmの長さに250m間隔で風車を作ると考えると100本は作れる。将来的に100本くらい作ることに我々は道を開くことになるのではないかと意識する必要がある。

幸丸部会長：長谷川委員の意見は審議会として十分受け止めていきたいと思う。

渡辺委員：事務局から、県営と酒田市の事業評価項目は全く同じという説明だったが、項目の内容については違いがあると思う。たとえば、酒田市と県営のものは事業者が違うとはいえ、一体的とか、累積的な影響という議論も出ている。気づいた点は、県営の場合、景観の調査地点が7地点、酒田市の方はその2倍以上の調査地点など、項目の詳細に違いがある。この場合、地点数が問題なのではなく、評価項目の詳細が違うことによって、それを一体的に評価しようという議論もある中で、指標が違って一体的な評価できるのか、ほぼ同じようなところに建つのでどうかと思う。

事務局：評価項目は同じだが、内容や選定という具体的な内容になると違いがあるということはある。そういったことを踏まえて、事業者の方に伝えていきたい。

渡辺委員：林田委員の意見と重なるが、私は県営の方で質問しているが、事業者の回答では、県営の方は代表点だけなので大丈夫という内容だったが、できれば調査地点は追加していただければと思う。

事務局：現時点での回答であり、これが最後ということではない。当然のことながら、アセスメントの手续であり、色々な御意見をいただいて、より良い事業計画に作り上げることがアセスメントの本旨であるため、意見を反映させていくことは、これからやっていく必要があると考えている。

幸丸部会長：事業者が、どちらがより地元に着しているかどうかというところで、そのへんの姿勢が表れたのかなという気がする。少なくともその差、相違を精査して意見を述べていく必要があると思う。

事務局：補足するが、2つの事業でアセスを行う業者が違うということもある。県企業局と酒田市で、それぞれで違う業者に委託しているが、その委託業者ごとに専門の方がいるので、同じ視点でなく、当然違う視点で見ているということになる。そういう点では、幅広い視点で見ていくということもあるかと思う。例えば、その違いが問題になるときもあるが、違うことでより幅広く見ていけることもあるかと思う。

渡辺委員：今回の場合は、難しい案件なのかもしれないが、調査指標が違うことによって、より議論、評価が難しくなることについて若干の懸念がある。

事務局：配慮していきたいと思う。

幸丸部会長：幅広い観点から、アセスが幅広くできればいいが、一方は広く行い、一方は狭く行うということだと、重ね合わせるということはあまり意味がないような気がする。

林田委員：一体的にということであれば、一緒にアセスをすべきかと思う。今の事務局の説明では、良いように取ればそのとおりだが、悪いようにとれば、それぞれ違うデータが出てきた場合に、どちらを信用するかということにもなり、非常に困るのではないかと思う。もう一つは、同じ項目を両方するのであれば、税金の無駄遣いと言われかねないのではないかということである。結

局、自分や他の委員の意見で、運搬通路が自然環境を破壊するから調査しなければならなくなった時、先ほどの範囲が酒田市の範囲に広がってしまう。そうすると、完全に二重にその場所の調査が行われることになる。それは独立しているアセスだからやらざるを得ないということになるが、本来は一体化できれば、二重で行う必要がない部分である。そういう観点からは、しっくりこないと思う。ただ、あくまでこれは別々のアセスだということであるので、先ほどからそうした意見を言わざるを得なかった。しかし、これはそもそも一体なものなので、二重にやってもよいのかという気もしないではなく自分でも矛盾がある。もう一つは、お互いに配慮し合うというのはわかるが、たとえば県の事業でいうと、酒田市の設置場所が運搬道路になっており、先に酒田市が作ってしまうと資材を運べないということになるため、先に県がやらなければいけないことになる。酒田市の事業を見ると、酒田市の設置の仮設工事、県設置の仮設用工事となっているが、運搬は県側の方を運搬するのか。そうすると、その時期をうまく調整し工事をするのか非常に難しいのではないかと心配するが、そのへんの情報はるか。

事務局：事業実施設計の中で、企業局と酒田市の方で工事の調整をどのようにやるかについては、発注段階、あるいは発注後の具体的な段階で検討することになると思う。例えば資材の搬入をお互いに同時に行い、同じところを通れば当然台数が増えるので、工事の影響が出てくる。このため、段階に応じて工程表などを基に調整していくと聞いている。

幸丸部会長：制度上は事業者がアセスメントを実施するとなっている。風力発電のように1本ずつ、将来的に100本並んでいくという話になると、それは本当に予算の無駄遣いということも含めて、本来ここで一体的な事業というのは、今の制度を超えて、一つのところでやるということも考えていく必要はあると思う。まさに、モデル的な事業ということも言っているので、将来あるべき風力発電事業に対するアセスなども含めるならば、事業者が違うから別々であるが、実は一緒ということではなく、そういう点まで基本的、根本的に考える必要があるのではないかと皆さんの意見を聴いて感じた。

野堀委員：自分は環境影響評価審査会の会長としての立場もあり、アセスを審査する側でもあるので、今の意見とは若干異なる。電力としては一体化したものであることはここでは間違いがない。本来、集合して6基建って何キロワットということについて、アセスメントを進めていく立場なのかもしれないが、アセスを審査する立場からすると、仮にこれが一つの事業体であったとしても、そこに二重にお金をかけて、2つのアセスメントが独立して全く別な立場で方法書、準備書を作っていく考え方はあると思う。そちらの方が、アセスメ

ントを審査する立場としては非常にやりやすい。違った結果が出てきた方が、むしろアセスを見ていく立場としては、非常に審査しやすくなっていくと思う。最初から同じ結果が出てくるということを期待するのであれば、これは予定調和になってしまうので、2つの事業体が調整しながらやっていけばいいことになる、それは今回に限らず、2つが並行して別々の独立した審査が行われていくという方が、むしろ価値が高くなっていくやり方に将来なるのではと思います、そういう方策、二重に網を掛けていくように考えることもあるだろうと感じている。

幸丸部会長：アセスメントの精神として、手続法であるため、色々な立場からの意見があり、その結果としていい結果が出るということで、確かに野堀委員の考え方はあると思う。

西委員代理：先ほど質問したことと関連するが、事業実施区域の考え方が県と酒田市で同じなのかがわからない。風力の鉄塔敷は国有林の区域に入るか入らないか分からないが、事業区域については、酒田市の方は完全に管理用道路が入っている。ここで一体何が行われるのかということが、我々が気になる場所である。どういう考え方で事業実施区域を選定したのか、その辺の考え方を教えていただきたい。それと酒田市と県営の事業実施区域を比較すると、酒田市は管理用道路まで事業区域があるが、県営の方については3分の2くらいの幅になっている。同じような鉄塔を建てるにも関わらず、事業実施区域がこれだけ違うのはどうなのかという感じがするのでそのへんも教えていただきたい。

事務局：酒田市の方は、ある程度広範囲を事業実施区域としており、今回のアセスの結果では若干位置も動くという考えもあったようであり、実際よりも少し幅を広めに取っていると聞いている。県営の方については、考え方の違いかもしれないが、ある程度限定した区域ということで、先ほどの突形地形ということもあり、そこは事業実施区域の捉え方が異なっているということである。

西委員代理：同じような事業実施区域という書き方であり、考え方の違いがあるのであれば、もう少し明確に説明をした方がいいと思う。同じような捉え方をされると混乱すると思う。

事務局：検討していきたい。

幸丸部会長：予定の時間になったが、この2つの方法書に関する部会としての意見の取りまとめを9月27日に開催される環境影響評価審査会までに報告することにな

っている。今回の審議会の意見については、私と事務局とで調整したうえで
まとめさせていただきたいと思うが、了承していただけるか。

各 委 員：(異議なし)

幸丸部会長：委員の皆様にはフィードバックするという時間は厳しいと思われる。このため、
審議会の意見としてこのように取りまとめたという結果を、委員の皆様には報告
するというようにさせていただきたいがよろしいか。

各 委 員：(異議なし)

幸丸部会長：事務局もそういうことでよろしくお願ひしたい。

平成25年9月20日